

## 広島市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第6号の規定に基づき、法第4条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項の規定に係る難病患者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）別表に掲げる特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいう。以下同じ。）に対して、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付すること等により日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

#### (事業の実施主体)

第2条 事業の実施主体は、広島市とする。

#### (用具の種目及び給付対象者等)

第3条 給付の対象となる用具の種目は、別表の「種目」欄に掲げるものとし、その価格は、原則として同表の「基準額」欄に掲げる額を上限とするものとする。

2 用具の給付の対象者（以下「給付対象者」という。）は、市内に居住する難病患者等で、在宅で療養可能な程度に症状が安定していると医師によって判断される者で、その程度が別表の当該用具の種目に応じた「程度」欄に掲げる内容に該当する者とする。ただし、給付対象者及びその属する世帯の世帯員（給付対象者が18歳以上である場合にあっては、その配偶者に限る。以下同じ。）のうちいずれかの者の用具の給付を申請する月の属する年度（用具の給付を申請する月が4月から6月までの間にあっては、前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の所得割の額（市長が別に定めるところにより算出した額とする。以下同じ。）が46万円以上である世帯に属する者を除くものとする。

#### 3 削除

4 第2項の規定にかかわらず、用具の給付を受けている者は、当該用具の種目に応じた別表の「耐用年数」欄に掲げる年数を経過するまでの間は、当該用具の給付対象者から除くものとする。

### 第2章 日常生活用具給付事業

#### (給付の申請)

第4条 用具（以下この章において住宅改修費を除く。）の給付を希望する難病患者等及び難病患者等の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいい、以下「給付対象者等」という。）は、所定の日常生活用具給付申請書その他必要な書類を市長に提出するものとする。

#### (給付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る給付対象者の症状の状況を調査し、給付を行うかどうかを決定するものとする。

- 2 市長は、用具の給付を行うことを決定したときは所定の日常生活用具給付決定通知書及び日常生活用具給付券を、給付を行わないことを決定したときは却下決定通知書を申請をした者に交付するものとする。

(用具の給付)

第6条 市長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作又は販売を業とする者(以下「業者」という。)に委託して行うものとする。

- 2 前項の規定による業者への委託は、所定の委託書により行うものとする。
- 3 市長は、業者の選定に当たっては、良質かつ適切な用具を低廉な価格で確保できることを考慮し、別に市長が指定するものとする。

(費用の負担)

第7条 給付対象者等は、納入業者に第4条第2項の規定により交付を受けた日常生活用具給付券を添えて、用具の給付に要する費用の額から次項の規定により市長が負担する額を控除した額を当該納入業者に支払うものとする。

- 2 市長は、納入業者からの請求により、用具の給付に要する費用の額（その額が別表の基準額を超えるときは、当該基準額とする。以下同じ。）の100分の90に相当する額を支払うものとする。ただし、当該用具の給付に要する費用の額の100分の10に相当する額（給付対象者等が同一の月に複数の用具の給付決定を受けている場合にあっては、当該用具それぞれの給付に要する費用の額の100分の10に相当する額の合計額）が次の各号に掲げる給付対象者等の区分に応じ、当該各号に定める額（以下「利用者負担上限額」という。）を超えるときは、当該用具の給付に要する費用の額（給付対象者等が同一の月に複数の用具の給付決定を受けている場合にあっては、当該用具それぞれの給付に要する費用の額の合計額）から利用者負担上限額を控除した額を支払うものとする。

(1) 次2号に掲げる者以外の者 37,200円

(2) 市町村民税世帯課税者（給付対象者等及び当該給付対象者等と同一の世帯に属する者（当該給付対象者等が18歳以上である場合にあっては、その配偶者に限る。以下同じ。）が用具の給付を申請する月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税を課せられる者である場合における給付対象者をいう。）であって、同法の規定による市町村民税の所得割の額が28万円未満である者 9,300円

(3) 市町村民税世帯非課税者（給付対象者等及び当該給付対象者等と同一の世帯に属する者が用具の給付を申請する月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）で定めるところにより当該市町村民税を免除

された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における給付対象者等をいう。）、給付対象者等及び当該給付対象者等と同一の世帯に属する者が用具の給付を申請する月において要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。）であつて別に定めるものに該当する場合における当該給付対象者等、給付対象者等及び当該給付対象者等と同一の世帯に属する者が用具の給付を申請する月において被保護者（生活保護法第6条第1項に規定する被保護者をいう。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者 0円

- 3 前項の規定により納入業者が費用を請求する場合には、第5条第2項に規定する日常生活用具給付券を添付させるものとする。

（用具の管理）

第8条 用具の給付を受けた対象者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。

- 2 市長は前項の規定に違反した用具の給付を受けた対象者に対して、用具の給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。
- 3 市長は、業者が給付対象者に用具を納品した時はその検収を行うとともに、給付後においてもその適正な使用がなされているか等について指導の万全を図る。
- 4 市長は用具の給付状況を明らかにするため、給付台帳を整備する。

### 第3章 住宅改修費給付事業

（住宅改修費の範囲）

第9条 住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は道路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え

(5) 洋式便器等への便器の取替え

(6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

(住宅改修費の給付要件)

第10条 住宅改修費は、給付対象者が現に居住する住宅について行われる住宅改修（借家の場合は家主の承諾を必要とする。）で市長が身体の状態、住宅の状態等を勘案して必要と認めるものに給付するものとする。

(給付の限度)

第11条 住宅改修費の給付は、同一の給付対象者等につき原則1回とし、その額は、20万円以内とする。

(給付の申請)

第12条 住宅改修費の給付を希望する給付対象者等は、所定の住宅改修費給付申請書その他必要な書類を市長に提出するものとする。

(給付の決定)

第13条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該給付対象者の症状の状態を調査し、給付を行うかどうかを決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定に当たって必要があると認めるときは、現地調査を行うものとする。

3 市長は、住宅改修費の給付を行うことを決定したときは所定の住宅改修費給付決定通知書及び住宅改修費給付券を、給付を行わないことを決定したときは却下決定通知書を申請をした者に交付するものとする。

(費用の負担)

第14条 第7条の規定は、住宅改修費の費用の負担について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「用具」には住宅改修費を含むものとし、同条第1項及び第3項中「納入業者」とあるのは「改修業者」と、「日常生活用具給付券」とあるのは「住宅改修費給付券」と読み替えるものとする。

(費用の返還)

第15条 市長は、虚偽その他不正な手段により住宅改修の給付を受けた者があるときは、当該住宅改修費の給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(給付台帳の整備)

第16条 市長は、住宅改修費の給付の状況を明らかにするため、所定の住宅改修費給付台帳を整備するもの

#### 第4章 雑則

(介護保険による福祉用具等との適用関係)

第17条 65歳以上（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項第2号に規定する特定疾病により同条第1項に規定する要介護状態（以下「要介護状態」という。）又は同条第2項に規定する要介護状態となるおそれがある状態（以下「要支援状態」という。）に該当する者については、40歳以上65歳未満）の難病患者等であつて要介護状態又は要支援状態に該当するものが、同法に基づく福祉用具又は住宅改修（以下「福祉用具等」という。）と共通する用具を希望する場合には、当該福祉用具等の給付及び貸与を優先し、用具の給付は行わないものとする。ただし、市長が別に定める場合に該当する者については、この限りでない。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、用具の給付に関し必要な事項は、別に定める

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する

別表（第3条関係）

日常生活用具給付事業種目等

| 種 目        | 対象者              | 基準額<br>(円)   | 性 能                                                                                                     | 耐用<br>年数 |
|------------|------------------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 便器         | 常時介助を要する者        | 便器<br>4,450  | 難病患者等が容易に使用し得るもの<br>(手すりをつけることができる。)                                                                    | 8        |
|            |                  | 手すり<br>5,400 |                                                                                                         |          |
| 特殊マット      | 寝たきりの状態にある者      | 19,600       | じょく瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止することができる機能を有するもの                                                              | 5        |
| 特殊寝台       | 寝たきりの状態にある者      | 154,000      | 腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの                                                 | 8        |
| 特殊尿器       | 自力で排尿できない者       | 67,000       | 尿が自動的に吸引されるものであって、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの                                                                 | 5        |
| 体位変換器      | 寝たきりの状態にある者      | 15,000       | 介護者が難病患者等の体位を交換させるのに容易に使用し得るもの                                                                          | 5        |
| 入浴補助用具     | 入浴に介助を要する者       | 90,000       | 入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助できるものであって、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。                                                 | 8        |
| 移動・移乗支援用具  | 下肢が不自由な者         | 60,000       | おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ、歩行器等であって、難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの | 8        |
| T字状つえ・棒状つえ | 下肢が不自由な者         | 4,200        | 十分な強度を有する木材又は軽金属を主体とした一本杖                                                                               | 3        |
| 電気式たん吸引器   | 呼吸器機能に障害のある者     | 56,400       | 難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの                                                                                   | 5        |
| ネブライザー     | 呼吸器機能に障害のある者     | 36,000       | 難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの                                                                                   | 5        |
| 移動用リフト     | 下肢又は体幹の機能に障害のある者 | 159,000      | 介護者が難病患者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。                                               | 4        |
| 居宅生活動作補助用具 | 下肢又は体幹の機能に障害のある者 | 200,000      | 難病患者等の移動を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの                                                                   | —        |

|                          |           |                                       |         |                                                      |   |
|--------------------------|-----------|---------------------------------------|---------|------------------------------------------------------|---|
| 特殊便器                     |           | 上肢機能に障害のある者                           | 151,200 | 足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。          | 5 |
| 訓練用ベッド                   |           | 下肢又は体幹の機能に障害のある者                      | 159,200 | 腕又は脚の訓練を行うことができる器具を備えたもの                             | 8 |
| 自動消火器                    |           | 火災発生感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯 | 28,700  | 室内温度の異常な上昇又は炎との接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの           | 8 |
| 動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター） | 常時モニタリング型 | 人工呼吸器の装着が必要な者でかつ24時間をつうじて呼吸器管理が必要な者   | 157,500 | 呼吸状態を継続的にモニタリングすることができる機能を有するものであって、難病患者等が容易に使用し得るもの | 5 |
|                          | 簡易型       | 人工呼吸器の装着が必要な者                         | 50,000  | 難病患者等が容易に使用し得るもの                                     |   |

備考 基準額は、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第14条の3の規定に基づき、厚生労働大臣が障害者用物品と指定し、非課税とされたものを除き、消費税及び地方消費税を含む額とする。